

30 飯議第 号
平成 30 年 11 月 日

飯田市議会

議長 清水 勇 様

議会運営委員会

委員長 村松 まり子 様

議会改革推進会議

委員長 後藤 荘一

飯田市議会における反問権の扱いについて（答申）**案**

平成 29 年 9 月 13 日の議会運営委員会の決定により、議会改革推進会議へ諮問のあった「飯田市議会における反問権の検討について」（平成 29 年 8 月 23 日付け 29 飯企第 173 号）については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

「飯田市議会における反問権の扱い」

2 中間報告（平成 30 年 3 月 22 日）の内容

飯田市議会は、市の意思決定の場としての議会における議論を尽くすため、市執行機関に反問権を付与する方向で検討する。

（議会での反問権付与の理由）

- (1) 市議会は「言論の府」であり、市の意思決定の場であることから、よりの確な議論が行われることが期待される。
- (2) 市議会における議論は、市民の福祉の増進に資するための政策実現に向けたものであることから、その内容が理解されるために、論点や争点が市民に明確に伝わる必要がある。
- (3) 反問権の付与により議論の活性化が図られることは、議員個々の資質向上にもつながり、もって議会力の向上に寄与することが期待される。

3 答申内容（最終）

中間報告でまとめた反問権付与の理由に基づき、反問権を付与している県内市議会の視察や他議会の事例も研究しながら、飯田市議会としてどのように反問権を扱うのが最適であるかを議論した。

その結果、反問権を付与する方向で「飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）」及び「飯田市議会における反問権の実施要綱（案）」としてまとめた。

なお、要綱案の第5条（その他）のとおり、要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運用指針としてまとめることとしてあるが、「反問権の運用指針（案）」及び「反問の具体的な運用例」を議会改革推進会議でまとめた。

また、議会改革推進会議としては、平成30年第4回定例会で会議規則の改正及び実施要綱を制定し、平成31年第1回定例会からの運用を目指して、議論を進めてきた。

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第63条の次に次の1条を加える。

（質疑及び質問に対する反問）

第63条の2 法第121条第1項の規定により議場に出席した者で、議案に関する質疑に対して答弁するものは、当該質疑の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質疑を行った議員に対して反問することができる。

2 第62条第1項及び前条第1項に規定する質問に対して答弁する者は、当該質問の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質問を行った議員に対して反問することができる。

第112条の次に次の1条を加える。

（質疑に対する反問）

第112条の2 第91条第1項第2号の質疑に対して答弁する者は、当該質疑の趣旨を明確にするため、委員長の許可を得て、当該質疑を行った委員に対して反問することができる。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

飯田市議会会議規則新旧対照表

(最終 平成27年 6 月26日飯田市議会規則第 1 号)

改正後（案）	現行
<u>（質疑及び質問に対する反問）</u> <u>第63条の2 法第121条第1項の規定により議場に出席した者で、議案に関する質疑に対して答弁するものは、当該質疑の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質疑を行った議員に対して反問することができる。</u> <u>2 第62条第1項及び前条第1項に規定する質問に対して答弁する者は、当該質問の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質問を行った議員に対して反問することができる。</u> <u>（質疑に対する反問）</u> <u>第112条の2 第91条第1項第2号の質疑に対して答弁する者は、当該質疑の趣旨を明確にするため、委員長の許可を得て、当該質疑を行った委員に対して反問することができる。</u>	

飯田市議会における反問権の実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、飯田市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び協議の場（以下「本会議等」という。）における反問権の行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）反問 本会議等での議員の質疑又は質問に対し答弁を的確に行うため、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者が議員に質問することをいう。

（2）反問権 反問を行うことができることをいう。

（3）答弁者 本会議等で議員の質疑又は質問に対して答弁を行う者をいう。

（反問権の行使）

第3条 答弁者は、本会議等において議長又は委員長の許可を得て、反問権を行使することができる。

2 反問権を行使することができる答弁者は、市長その他反問の対象となる質疑又は質問に関する事務を所管する者とする。

3 答弁者は、反問権の行使の開始と終了を明確にしなければならない。

4 議長は、持ち時間制による質問において答弁者が反問権を行使した場合にあっては、反問及び反問への回答に係る時間は質問の持ち時間に含めず、議事進行に支障がない範囲内において別に必要な時間を確保するものとする。

5 議案の質疑において、反問権の行使に伴う答弁者の発言及び議員の回答は、質疑の回数に含めないものとする。

6 議長又は委員長は、反問の内容が反問権の行使の趣旨に合わないと判断した場合は、注意又は制止することができる。

（議員の責務）

第4条 議員は、答弁者の反問に対して回答するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運用指針としてまとめ、これを議員及び市長等へ通知する。

反問権の運用指針（案）

1 反問権の行使について

反問権を行使する場合の手順を次のとおりとする。

- (1) 反問権を行使しようとする答弁者は、挙手をし、議長又は委員長から指名を受ける。
- (2) 指名を受けた後、反問権の行使により質疑又は質問の趣旨を明確にしたい旨を議長又は委員長に告げ、許可を申し出る。
- (3) 議長又は委員長は、反問権の行使の許可を宣告する。議長は、持ち時間制による質問において答弁者の反問権の行使を許可した場合、事務局に対して残時間の停止を指示する。
- (4) 反問権の行使の許可を得た後、答弁者は議員に反問する。
- (5) 議員は、反問に対する回答をする。
- (6) 議長又は委員長は、必要に応じて反問を行った答弁者に反問の終了を確認する。
- (7) 議長又は委員長は、反問及び反問に対する回答が終わったと判断したら、反問権の行使を終了し議事（質疑・質問）の再開を宣告する。議長は、持ち時間制による質問においては、事務局に対して残時間の停止の解除を指示する。

2 反問及び反問への回答を行う場所について

- (1) 答弁者は、次に掲げる場所において反問するものとする。
 - ア 市長 本会議場においては執行機関側中央の演台。それ以外においては自席。
 - イ 市長以外の者 自席
- (2) 議員は、次に掲げる場所において回答するものとする。
 - ア 代表質問及び一般質問 質問席
 - イ 上記以外 自席

3 その他

反問権の定義及び議会での反問権付与の検討経過について、議会側と執行機関側で確認をした事項は次のとおり。

【確認事項】

飯田市議会は、市の意思決定の場としての議会における議論を尽くすため、市執行機関に反問権を付与する。

（議会での反問権付与の理由）

- (1) 市議会は「言論の府」であり、市の意思決定の場であることから、よりの確な議論が行われることが期待される。
- (2) 市議会における議論は、市民の福祉の増進に資するための政策実現に向けたも

のであることから、その内容が理解されるために、論点や争点が市民に明確に伝わる必要がある。

- (3) 反問権の付与により議論の活性化が図られることは、議員個々の資質向上にもつながり、もって議会力の向上に寄与することが期待される。

反問の具体的な運用例〔本会議 一般質問〕

議員（質問席）：〔 質問 〕

市長（自席）：議長。（市長挙手）

議長（議長席）：市長。（指名）

市長（演台）：ただいまの□□議員の質問（質疑）について、質問の趣旨を明確にしたいため、反問権の行使を許可願います。

議長（議長席）：ただいまの反問権の行使の要求については、これを許可します。
事務局は、これより残時間を停止してください。
市長。（指名）

市長（演台）：□□議員の△△についての根拠をお示してください。

議長（議長席）：□□議員。（指名）

議員（質問席）：ただいまの市長からの反問について、お答えします。
△△については、××ということです。

議長（議長席）：反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。

市長（自席）：（挙手）

議長（議長席）：市長。（指名）

市長（演台）：これで反問を終了いたします。

議長（議長席）：以上で反問権の行使を終了いたします。
これより、一般質問を再開いたします。
事務局は残時間の停止を解除してください。
市長。（指名）